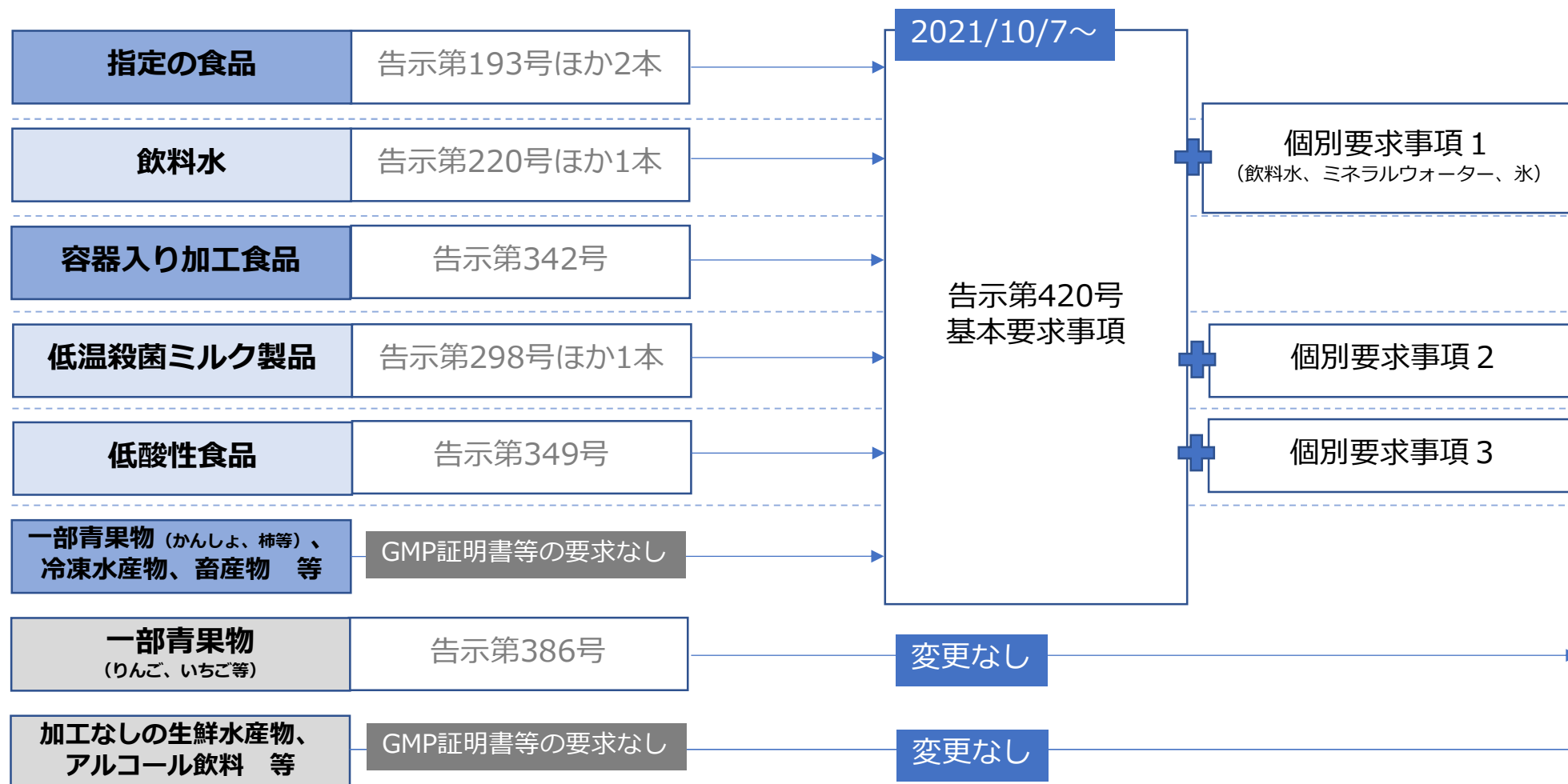


保健省告示第420号による改正 — 01 改正概要

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（[アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる](#)）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用※**



出所：タイの法令や政府ヒアリングを基にジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2021 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

※保健省告示第420号施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得していたか否かで判断。

保健省告示第420号による改正 — 02 使用できる証明書

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表。**ISO9001以外は、従前使用できた証明書は使用可能**（法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものは、使用できなくなる可能性）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

2021年11月5日時点

大半の食品

保健省告示第420号
基本¹要求事項

- Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium.
等。上記以外にも具体例が公表されている。
- 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく**営業許可証も使用可能**。
- 青果物の場合は、**保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、JFS規格適合証明書、J-GAP等）。

全ての食品で
使用可能

一部青果物 (さつまいも、柿、桃等)

飲料水、ミネラル ウォーター、氷

保健省告示第420号基本¹要求事項
および個別²要求事項1

- CAC/RCP 48-2001.
等。上記以外にも具体例が公表されている。

• ISO 22000:
2005.

低温殺菌ミルク製品

保健省告示第420号基本¹要求事項
および個別²要求事項2

- CAC/RCP 57-2004.
等。上記以外にも具体例が公表されている。

• JFS-C

• **JFS-B
【New】**

低酸性食品

保健省告示第420号基本¹要求事項
および個別²要求事項3

- CAC/RCP 23-1979.
等。上記以外にも具体例が公表されている。

• 農林水産省
発行の
GMP証明書

一部青果物 (りんご、いちご等)

保健省告示第386号

- 行政機関発行の証明書
- JFS規格適合証明書
- GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP
等。上記以外にも具体例が公表されている。

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。